

近世在方市の展開と元禄期商人

—羽州村山地方の場合—

横山昭男 著

[目次に戻る](#)

一 はじめに

元禄期は全国的に、社会・経済および文化の各面で顕著な発展の様相を現出したことは周知のことである。それは一般に幕藩制的全国市場の確立のもとに展開したものであるが、この時期の社会発展についての研究者の見解は必ずしも同一ではなく⁽¹⁾、また各地方における具体像は必ずしも明らかではないといえよう。その理由の一つは、この時期の史料的な制約による。そしてそのこともその後の社会の急激な変動との関係もある点から意味のあることである。

この時代の社会変化および商品流通の発展が、いかなる条件のもとに起ったのか、そこには地域的な差異も無視することができない。その変化・発展の諸相が、地域的に具体的に明らかにされるところが少なかったが故に、その後の歴史展開の特質とのかかわりについても問題にすることが少なかったのである。

小論が主たる対象とする羽州村山地方は、日本海の酒田を河口とする最上川の中流部に開けたところで、正保年間の出羽一国絵図の村山郡石高は三三万七千石余となっている。寛文年間までは山形藩が二〇～一五万石余を領地としてほぼこの地方の半ばを支配していた。しかしその後は一〇万石余に縮小し、その他は上山藩(三万石)、松山藩左沢分領(一万二千石)、新庄藩谷地郷(二万石)、旗本高力氏(一万石)などが分封し、山形藩の縮小分は幕府領の増大となったので(元禄七～正徳四、尾花沢代官、諸星内藏助、村山郡一五万石余⁽²⁾)、村山地方はまさに幕藩諸領の分散錯綜地帯となった⁽³⁾。

これらの諸領主に属する各地域が、経済的に緊密な関係をもつようになるのは、その背景に、全国市場の確立とともにこの地方の商品流通が盛んとなり、その一大動脈として最上川水運の発達したことがあげられる。

この地域にはすでに中世末の戦国期に、小城下町として発達した東根・寒河江・谷地・山野辺・楯岡などが平野部に存在する。近世になるとそれらは、それぞれその地域の経済的拠点となり、陣屋町または在町として発展した。山形・上山および新庄は、それぞれの領域における政治・経済の中心たる城下町であるが、多くの領域が分散的である一方、経済的関係の大部分は、最上川水

運によって「酒田一方口」ともいわれ、全国市場との結節点を同じくしていることにも注目すべきである。これは、東が奥羽山脈、南は白鷹山、そして西は出羽丘陵に囲まれた山形盆地を中心とする村山地方の地理的条件にも規制されている。

このような条件のもとで元禄・享保期における村山地方の商品流通はどのように展開したのであろうか。これまでも、譜代的な都市特権商人の没落や新興商人の台頭による酒田問屋仲間の危機をめぐる問題は指摘されているが⁽⁴⁾、この時期の商品流通の問題を中心にとりあげた研究は少ない。享保期におけるこの地方の社会的・経済的な変化を示すこととしては、享保八年の長瀬一揆があり、最上川水運支配の面では、その同じ年、それまで最上川船差配を独占してきた大石田河岸商人のそれを廃止し、上郷川船差配役制が成立した。また享保二十年、幕領の年貢米代金納の換算を五か所(左沢・山形・東根・新庄・酒田)相場平均としたこと、さらに同年、京都紅花問屋十四軒仲間が公認されたことなどがあげられる。これらはいずれも、それ以前の新たな商品流通の発展への対応としてとられたものである。

川船差配および十四軒仲間の新仕法に対しては、成立直後から競合による反対運動が絶えず、一八世紀末にはいずれも事実上廃止となる。つまりこれらは一八世紀の経済的関係と地域的条件の中で生れた新機構であった。これに対して代金納の五か所相場基準は以後幕末まで踏襲される。米価をはじめ酒田相場の、流域地帯の物価に強い影響を及ぼしたことはいうまでもなく、それは近世初頭にさかのぼるであろう。

これらの諸現象および新制度は、まさに流域の社会的経済的一体性の深化の表現ともいえるが、それらが享保末年に集中したその背景について注目すべきであろう。ここではその前提となる元禄・享保期の市場構造を、とくに在方市場の展開の面からとらえ、またその担い手であった在町商人の活動の分析を通して、元禄期社会の一側面を明らかにしたいと思う。

[目次に戻る](#)
次へ: [二 在方市の展開](#)

近世在方市の展開と元禄期商人

—羽州村山地方の場合—

横山昭男 著

前へ: [目次に戻る](#)
[一 はじめに](#)

二 在方市の展開

1. [定期市の発達](#)
 2. [在方市と在町の発達](#)
 3. [在方市の衰退](#)
- [第1表 村山郡内の市の分布と市日](#)
 - [第2表 各在郷町の村高・戸数・人口と職人](#)
 - [図 村山地方の在町と市場圏 \(略図\)](#)

(1) 定期市の発達

村落の発達は、戦国期から近世初頭にかけて著しかったが、定期市もそれを基盤に、戦国期の小城下に発生したものが多し。史料的にこれを裏付けるものは少ないが、市神の残存と市の古名(地名)はその重要な手がかりとなるであろう。

長井政太郎氏が昭和十年代に調査・研究したものによれば⁽⁵⁾、山形県内で残存する市神を地域別に数えると、村山地方が三二か所で圧倒的に多く、置賜七、最上三、庄内二となっている。市神は市人の繁昌と市場の守り神として祀られた自然石が大部分で、太神宮・湯殿山または地蔵尊にあてたものもあるが、近世後期に祀られたとみられるものも少ない。上山十日町の市神には永享三年(一四三一)の年号があり、楯岡本郷の二基にはともに享保五年の年号がある。上山のそれは、六角の石柱で傘石を有するもので、はじめから市神に祀られたものではないと思われる。城下裏の松山から寛文年間に移されたといわれ、市場隆盛の時期を伝えるものといえよう⁽⁶⁾。

市神が祀られているところは、近世の城下町は少なく、村山地方でも東根八・谷地八・楯岡六・尾花沢五・天童四・山野辺三など、いわゆる在郷町に多いことが注目される。また近世期の在町ではなく、近世の在郷市の発達の時期には市がすでに失われている長谷堂・船町(もと中野)・高揃・溝延・長瀬・大久保・延沢・野黒沢・大石田(井出)などにも存在することは、その古さを物語るといえよう(図参照)。後者の各村はほとんど戦国期に楯城が築かれたところである。延沢には延沢氏が居城し、能登守満延の時代に山形の最上義光の臣下となり、尾花沢・大石田地方約二万石を領した。延沢城はその後最上氏の重臣となった光昌の居城となって、元和八年の最上氏改易まで続いている⁽⁷⁾。延沢の三日町・九日

町は少くともこの頃まで、尾花沢地方の市場の中心として発達したと考えられる。また古殿は、満延の父満重の隠居所が置かれたことに由来する地名という(8)。

また宝暦十一年の高揃村明細帳には、「当村古来より市場二而、壱ヶ月二六度宛市立申候、近年七月十四日計り市立申候」とある(9)。高揃に六斎市が開かれていた時期はこれだけでは明らかでないが、高揃には戦国期以来の高揃城(最上氏二代直家の庶子・義直)があり、慶長年間には最上氏の家臣宮崎内蔵丞(四、〇〇〇石)が在城していた。これも廃城となるのは最上氏の改易以後であり、六斎市はその名残りであった。明和六年に再び市立を願いでた書上によれば、高揃の六斎市は「元禄年中迄月々市相立候処、夫より中絶(10)」したともあり、近世初期を通じて、戦国期以来の市は続いていたとみられる。

このような記録は多くないが、これと類似の例は外にもあったであろう。宝永六年の「工藤弥治右衛門手控(11)」(谷地、工藤小路村名主)によれば楯岡市について、「二日町、是ハ常には立不申、年に二度迄」とあり、楯岡市は、五日町・十日町にちなんで五と十の六斎市があるが、二日町の市は今はない、という意味が込められているのである。戦国期の小城下の市は、近世的な市の整備によって、廃止または整理された。それは近世中期以降、農村の新たな商品流通の発達や常設店の普及によって、六斎市が歳市化して衰退した事情とはもちろん区別すべきであろう。

近世の定期市場は、元禄・宝永年間にもっとも発達したとみられる。先の「工藤弥治右衛門手控」によれば、郡内の在町市場として、天童・寒河江・左沢・白岩・東根・楯岡・尾花沢をあげ、後年のものであるが「御尋ニ付書上控」(文政元年)によれば、以上のほかに上山・山野辺・長崎・谷地をあげ、その市日は第1表の通りとなっている。これらの市の中には近世後期になると、定期市の本来の姿を失うものが現われたが、戦国以来の市は整理され、近世の在郷市として確定された市日とその分布を表わしているとみてよいであろう。谷地の近村で上山藩(上郷)の小泉村

第1表 村山郡内の市の分布と市日

市場名	市日	備考
尾花沢	1, 7	6 斎市 中組、桮組(1)、上組(7)、各市とも場所をかえて開く
楯岡	5, 10	6 斎市
東根	3, 8	6 斎市 もと12斎市
白岩	3, 6, 9(10)	9 斎市 中町(3)、上町(6)、新町(10)
左沢	4, 9	6 斎市
谷地	2, 4, 6, 8, 10	15 斎市 大町村(3, 10) 北口村(2, 6) 荒町(4, 8)
寒河江	1, 3, 5, 7, 9	15 斎市 楯北村新町・七日町
天童	1, 3, 6, 9	12 斎市
長崎	4, 8	6 斎市
山野辺	2, 4, 6, 9	12 斎市 寛文年間 2, 6, 9 の 9 斎市
上山	2, 6, 9	9 斎市 「上山見聞随筆」に、4 もある。二日町、十日町、下十日町、新丁各三斎市

注 「御尋ニ付書上」(文政元年)による。備考は各村明細帳などによる。阿部孫七手控(天明年間)と比較すると、上記とちがうところは、白岩が、3, 6, 10、山野辺 2, 6, 9、上山 2, 4, 6, 9 のみである。

差出帳(元禄五年)に、「当村近郷市場の事」として、寒河江市・白岩市・谷地市・天童市をあげているのは、藩城市場に限らず郡内市場を前提としていた点を知る上で興味がある。

(2) 在方市と在町の発達

江戸初期の村山地方の在方市について記録した史料はほとんど知られていない。しかしのちの記述からも知られるように、寛文・元禄期には、いわゆる在町市場も画期的な発展をみたと考えられる。この時期に急速に台頭する在町商人も、直接にはこの時期の在方市の展開を舞台にしたものといえよう。その新たな展開とは、西廻海運の整備と内陸水運の発達によって、各地の特産物の発展を促し、東北の農村も急速に全国的な商品流通の一環にくみ込まれていったということである。

寒河江は、中世一戦国期には大江氏の城下であり、天正十二年、最上氏の支配に属したのちも、寒河江肥前守(二万二、〇〇〇石)の事実上の城下として、元和八年まで存続している。正保四年知行高目録によれば、幕府代官松平清左衛門支配の寒河江村は一万二、二六四石余(寺社領三、三九三石余含む)とあるが、のちに楯北・楯西・楯南の各行政村に区画されている⁽¹²⁾。いわゆる寒河江市は、楯北村(村高四、七四三石余)を中心に開かれていたが、次にまず元禄二年六月の「楯北村書上帳」に記載された関係部分をあげておきたい⁽¹³⁾。

一新町市日

九日・十一・廿九日、毎月三日宛相立申候、但正月十一日、十一月十一日、又小ノ極月廿九日ニハ立不申候
同町六月十一日・十三日・十五日、以上三日ツゝ年々市立申候

一七日町市日

七日・十七日・廿七日、毎月三日宛相立申候但旧正月七日、同十七日、七月七日、十月十七日ニハ市立不申候
商売の品、常之市ニハ青物・木綿類・小問物・古手・穀物・薪・茶・塩・いさば・時々之農具、何れも少々ツゝ出申、外ニ替物(ママ)不申候
七月御日市ニハ、かたひら・瀬戸物・脇差之類、ぬり物・盆中入用之者(物)常之市ニハ少多出申候、商売之物定り無御座候

(元禄二年六月「楯北村書上帳」より)

楯北村の中に、内楯村(元禄二年戸数六五)・新町(同一〇四)・石川村(同一入)・七日町(同五八)があり、元禄二年には四人の庄屋がいた。寒河江市は、一・三・五・七・九の奇数日を市日としたが(一五齋市)、楯北村ではそのうち新町が九・十一・二十九、七日町が七・十七・二十七の各三齋市が開かれ、残りの九齋市が楯西村外で市立されている。また一年間で市立しない日を、新町では三回、七日町では四回、日を指定していた。その理由は明らかでないが、明和五年の同村村指出帳に、新町には毎年六月九日から十五日まで紅花市が立つこと、七月七日から同十一日まで毎日市が立つこと、後者については「見世役」を上納する定がある。元禄二年書上に、特殊市の記載はないが、しかし休市はそれが前提になっていたとも推定される。

紅花・青苧などの特定商品の市についてはのちにややくわしくのべるが、楯北村の市での売買商品を見ると、毎月の六

齋市—「常之市」では、付近の農村からだされる青物・穀物・薪のほか、木綿類・古間物・古手などの衣料品、茶・塩・いさばなどの食糧品からなり、「何れも少々ツト出申」とある。ここでは日常必需物資が多種類にわたって交易されていることが注目される。また上方からの下り物が、交易品の大きな比重を占めている点もうかがわれる。そして七月の「御日市」は、お盆前の市として、「常之市」とはちがい、かたひら・瀬戸物などの上等品が多く、毎月の市と異り品物も定っておらず、珍しい品も並べられたということはもっともなことである。

楯岡は戦国期の楯岡城下に系譜をもつ在郷町で、楯岡村と呼称したが、城下の地域を本郷、羽州街道沿いを「楯岡村町」とのちに区画された。宝暦十一年の村明細帳によれば、全村高六、五〇〇石余、家数六〇九軒とあり、市は五・十の六齋市が町分に立ったが、「此市二而、木綿・古手・茶・穀物其外売買仕候⁽¹⁴⁾」との記述は、交易品を具体的にあげている点で興味がある。

谷地は戦国期に、白鳥氏の城下として整備・発展したが、天正十二年（一五八四）、最上氏に滅ぼされたあとは一在町となり、元和八年以後は幕府領・新庄藩領に分割して支配された。正保四年の高目録では、幕府領の谷地村（九、三九六石余）は一本で、新庄領は北口村（一、九五〇石余）・工藤小路村（一、一八八石余）に分けられている。しかし幕府領ものちに、大町・新町・前小路・荒町・工藤小路・松橋の六か村に分村された。寒河江の場合も同様であるが、戦国期城下の町的形態が、近世の村支配として位置付けられた事情を示すものである。北口村には新庄藩谷地郷の下郷陣屋も置かれたが、ともかく、支配が異り分村しても、いわゆるもと谷地の町場的な形態は維持されているのであるから、その規模の大きさが知られるであろう。

この谷地市は二・四・六・八・十の偶数日で、一五齋であった。これらは北口市が二・六、大町市五（のち三）・十、荒町市四・八と定まっている。谷地地方の定期市は戦国期に吉田・溝延・大久保にもあったが、白鳥氏の谷地域の整備とともにこれら周辺の市をすべて吸収したといわれている⁽¹⁵⁾。このことは尾花沢地方でも、戦国期に発生したとみられる延沢・古殿の市が消滅し、江戸期になって幕府代官の陣屋町および宿場町として発展した尾花沢に集中・整理されたことと同じ事情であろう。

これらの市場では、山菜・野菜・穀物・薪炭など近郷農村から持ちだされるもの、また上方商品の下り物も多くなって、寛文・元禄期にはその隆盛をみた。このほか特定商品の市として、薪市（北口村横町）、お雛市（北口村）、蘇民堂市—楮市が一定の季節に日を定めて行われた。市を開くことはその町の特権であり、市に店を張るものは「見世役」を徴収された。市を開くことはその町の収益にもつながったので、市の貸借も行われ、荒町の帷子市（七月二日）、松橋の胡瓜市（六月二日～六日）は北口村の貸市として行われたといわれる。しかし貸市・延市あるいは休市が多くなるのは江戸後期になって、店舗商業が支配的となり、市の特権も動揺しはじめたことを示すものといえよう。明和八年の谷地大町の「市立前衆」の訴えによると、谷地郷の楮の売買も、大町市場の特権であったことがわかるのである⁽¹⁶⁾。

村山郡における特定産物の市として有名なものに紅花市がある。紅花市の中心は、郡内第一の城下町である山形で、元禄年間までは七日町と十日町が開設の特権をもっていたが、宝永四年には「町内不残賑あいのため」、旅籠町も含め花市場を三か所に行っている。山形の紅花仕入商人は、宝永年間の二〇余人から寛保末年には五〇～六〇人に増加し、流通の発展をみたが、次第に町方中心による統制の混乱が生じはじめた。元文元年にだした紅花仕入宿三三人が幕府代官所に提出した歎願書はそれを示している⁽¹⁷⁾。享保年間以後、紅花生産額は増大するが、城下町の花市がもっとも隆盛をみたのは元禄・享保年間であったといえよう。

紅花市は在郷町でも開かれた。寒河江の楯北村については先にみたが、天童宿の明細帳にも、「一、生紅花市、五日町ニ前々⁵立来り、在々⁵売ニ参り申候」とある。花市は、天童・寒河江・谷地および上山でも開かれ、周辺農民および中買いの山家(サンベ)が生花を市に持ちだし、在町商人がこれを集荷し、町方で干花加工が行われた。しかし山形と同様に享保末年以後、とくに宝暦・天明年間に、農村における干花加工が発達すると、町方の花市が衰えたのも当然であった。

在郷町における市は、周辺農山村の産物の換金化と非自給物資の購入のための場としての役割を果たした。在郷町とその市場は、その後背地のもとに発達し、また共存する一面をもっていたのである。領主にとっても、山村農民の再生産を図り、貢租徴収の基盤を拡大し、一方流通からの一定の収入を計りながら、市場の統制を図る必要があった。

尾花沢は幕府代官の陣屋町であり、羽州街道の宿場町であるが、村高二、九〇八石余、家数三九七軒、人数一、九六三人(宝暦十一年)の在郷町であった。天明七年の村明細帳に、六斎市の市場は「近郷⁵罷出候而、諸商ひ売買仕候」ことによって賑った。同年の尾花沢領内の各村明細帳によると、「尾花沢江罷出候而諸式相調申候」とする村々は、母袋・銀山新畑・細野・五十沢・次年子などの山間の村々も含まれている⁽¹⁸⁾。つまり尾花沢から三里以上の遠方に及ぶ村もその市場圏としていたことがわかるのである。

在郷町は小地域の物資交易の場であるが、その他各種の面でもその地域の中心であった。そこには、農村にない商工業的機能と特殊技術をもつ人びとが存在した。第2表は主な在郷町の職業を江戸中期の村明細帳から作成したものである。しか

第2表 各在郷町の村高・戸数・人口と職人

	長崎村 (寛保 3)	天道宿 (宝暦 12)	楯北村 (明和 5)	東根村 (寛保 2)	尾花沢村 (天明 7)	高櫛村 (宝暦 11)
村高	3,069 石	4,722	4,119	7,238	2,920	5,422
戸数		415	323	608	407	395
人口		2,072	1,325	2,843	2,089	1,750

しここで注目されることは、在郷町といっても職業は圧倒的に農業が中心であり、尾花沢村以外は、一戸平均が一石～一三石余となっている。次に多いのは、酒屋と職人で、大工・紺屋・桶屋が中心であるが、自給的な農民生活を補充する生活用具の供給の役割を果す程度にとどまる。諸職人の数が増加し、また分化して、在郷町としての社会的分業が明らかになる

	長崎村 (寛保 3)	天道宿 (宝暦 12)	楯北村 (明和 5)	東根村 (寛保 2)	尾花沢村 (天明 7)	高楯村 (宝暦 11)
鍛冶			1	1		1
大工	6	1	3	4		3
紺屋		3	1	染屋3		3
桶屋	2	2	2	2		
木挽	2		2			
畳屋				2		
酒屋	2	18		12	9	
糶屋			1		醤油2	
油締め					7	
曲物師				曲物1 塗師8		
寺			(13)		6	4
山伏	4	2	出家23 山伏7	神主1 山伏1	2	3
座頭	2	1		11		2
医師	4	3	2	4		2
道心	5	8		10 ごぜ4		
名主数	3	5	4	7	3	3
問屋	1				2	

注 各村の村差出明細帳による（『山形県史』資料篇13）。とくに職人の記入が正確とはみられない。

のは近世後期になってからである。多くの行商人も当然各在郷町に存在したが、明細帳に記載されないのは、農民身分に变りないこと、直接諸役の対象とならないからであろう。明細帳で在郷町の諸職業の実態を知ることが限界があるが、それでも一八世紀前半のこれらの書上から知られることは、在郷町における市場の機能の大きさである。

また郡内でも一定の市場圏の形成がみられる。それは定期市日の設定から知られるように（[第1表](#)）、寒河江川を隔てるが、近接する寒河江と谷地には毎日交互に市が立ち、楯岡と尾花沢と東根はそれぞれ六斎市が重なることなく、同じく近接する山野辺の九斎市と長崎の六斎市も、同じ日に重って市が立つことのない組み合わせとなっている。白岩と左沢は市日が一部重なるが一定の調整がみられ、上山・天童・山形はそれぞれ市場圏が大きいので独立していたとみてよい。やはりこれらの郡内の市日の設定は、全く偶然ではなく、近世の確立期における広域の市場を前提に、それぞれ設定されたとみてよいであろう。

村山郡内の在町と市がこのような形態をもって展開したのは、第一に、郡内の主な在町は戦国期の小城下の系譜をもっているが、東根・谷地・寒河江をはじめ、多くの旧城下が、山形藩最上氏の支配下に入ったのちも、その重臣に与えられ、最上氏の改易（元和八年）まで、半ば城下経営が任かされていたこと⁽¹⁹⁾、したがってこれらの小城下の町場―市場の活動が近世初頭まで続き、城下町山形に完全に吸収されな

村山地方の在町と市場圏（略図）

かったことがあげられる。しかも第二にこの地方は、最上氏の改易以後、幕領諸藩領に分割され、それぞれの領域の拠点が陣屋町として存在した。また所領の交替がはげしく、例えば天童宿は、正保四年の高目録で四、九〇九石余、そこには一日町・三日町・五日町・田町・小路町・中町などの地名をもつ宿場町があるが、領主は山形藩から天童藩まで、六回も支配を替えている。

第三は領域の拠点も、谷地・山野辺・大石田のごとく、町場としては一体的な集落が、領主支配の異なる行政村に分れたところもあり、そこでは惣町的な運営が必要であった。そのことも市場活動を活発にし、広域的なものにした理由とみられる。

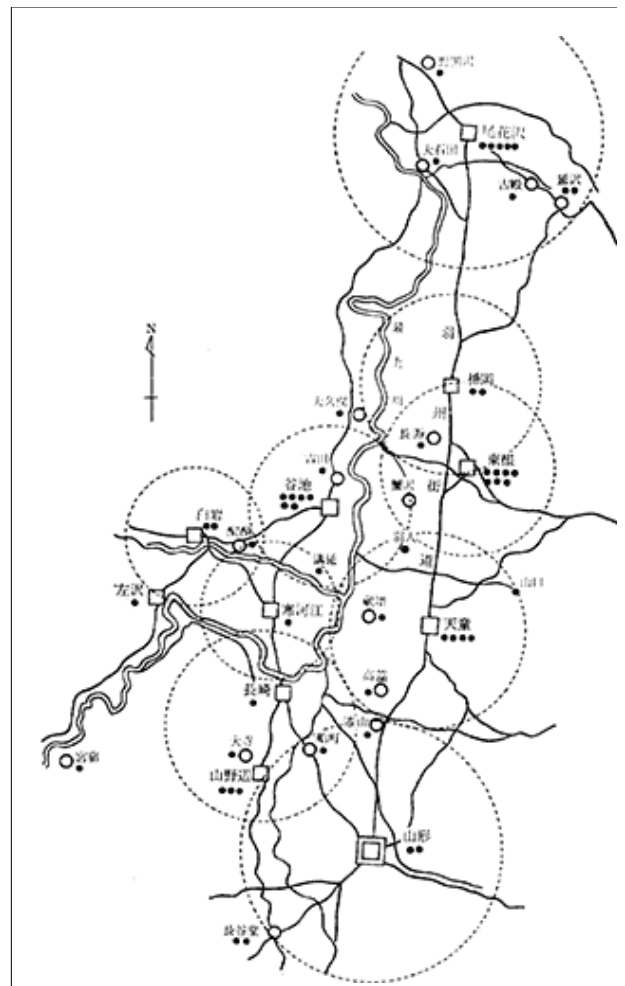
しかし戦国期～近世初頭の定期市が、その後連続して発達したのではなかった。そのことは市の古名、市神の分布とその後の在方市との関係からもうかがわれる。越後に関する研究でも

(20)、戦国期の市が廃絶したあと、一七世紀後半に新たに六斎市を開設したところの多いことが報告されているが、この点は村山地方の場合も同様であったといえよう。つまり、寛文・元禄年間になると、全国的な商品流通の展開の中で、在町および市場も画期的な発達と変化をみる。いわゆる在町もいくつかの行政村に分割され、名主役の増加がみられたのもその現われであろう。のちにみるこの時期の在町商人の活動も、新たな在方市の展開に照応したものであったとみられる。

(3) 在方市の衰退

享保期以後になると、在郷町の市にも種々の問題が起っている。谷地の特定商品市にみられた貸市や休市もその一つの現われであるが、新庄藩では享保元年、谷地郷北口村を町方に公認して、北口町とよぶこととし、町方以外での商業を禁止しようとした。これは同藩の七ヶ町制設定の一環であるが、享保七年以後も、町方の店を許可する一方、「村々見世売り」、「在々において小見世出し」をしきりに禁止する触れをだしている

(21)。宝暦十二年の同藩の触書によると、六斎市の場所も改めて確保するとともに、「在々より売出候品、不残右市場へ持参致商売候様」に命ずるとともに、南北市場より二人づつ世話人をきめてこれを取締り、とくに炭・薪・青物類はこれまで通り市日にだすこと、「惣而商物出買等致間敷候」とした、また同定は、谷地周辺・庄内・仙北など他所からきた商人はすべて、四日町、十日町それぞれ定めら



注) 市神の分布は、長井政太郎『山形県の市の研究』(昭17)による。ただし、1か所(1町名)に2基以上ある場合は、1つの○印とした。したがって○印は市神の数とは一致しない。

れた問屋（各二軒）に届けでること、両町には商人頭を一人ずつ立てること、旅人の宿屋は本町通りとし、木戸外に宿泊することを禁ずるなどのくわしい内容となっているのである。しかし安永四年の定では、薪売りについて、人込みの中を通り、怪我などの危険もあるとの理由で、「市日之外平日構無之候」とし、これまでの定めを変更している。

つまり享保年間になると、町方の常設店を奨励し、町場外での商業活動が問題になっている。生産者農民の間にも、農産物の販売で市場へ出すことに抵抗を示す動きがでてきたのである。町方商業を中心とする新庄藩の統制の強化は、市商業の維持を図ることでもあった。宝暦十二年の触書はまさに注目すべき規定であるが、しかし市商業の後退は、次第に自ら認めざるをえなくなっている事情も知ることができる。

明和八年十月、谷地大町の「市立前衆」が、楮市の定め違反したものを訴える一件が起っている⁽²²⁾。前述したように大町の蘇民堂市は楮市として古くから認められ、ここには葉山山麓の吉田・笹川方面を中心に生産された楮が持出され、日和田の製紙家がこれを主に買いとっていた。その市は、毎年十月二日から十日まで立ち、大町では販売者より「見世賃」を徴収することになっているのであるが、訴えによると、下郷の楮生産者がこれまでのように市に持ちださず、各村々や途中の道路などで楮を売払うものがあるというのである。とくに立前衆の代表が笹川村に向ってこれを正したところ、すでに先年より楮はこの村で売買してきたと言い張ったので争いとなり、新庄藩北口代官所への伺いとなった。その結果は、産地の直買いが禁止となり、大町の楮市の権利は認められることになったのである。しかし安永四年にも、北口代官所より、吉田・岩木・大久保各村に対して、楮の出買いを禁止する通達がだされたところをみると⁽²³⁾、市以外での直売買は止まなかったことが知られる。

旧来の市は新市の設定の動きにも打撃をうけた。左沢では四・九の六斎市が公認されていたが、安永六年に、宮宿村に市場設置の動きがあるとして、新市設置反対の願書をだしている⁽²⁴⁾。これによれば、「当御町之儀は、月々六斎之市日を以小商等仕、諸上納物次々其渡世仕候もの共過半御座候」とのべ、宮宿村に市場が立つことになれば、米沢（置賜）境をはじめ、五百川筋にも大きな影響を与えること、とくに青苧市が宮宿村にも立つことになれば、左沢の市の衰微はもちろん、町之行詰りにもなるというものであった。宮宿は左沢と同じ松山藩領で、中郷村が正式の行政村名であるが、東五百川郷の中心の位置にある。

左沢の市はこの頃も、領内村々の物資交易の最大のものであること、とくに五百川方面の青苧生産の集散地として、古くからの機能を維持していたことがうかがわれるのである。しかし新市の設置は、宮宿商人を中心とする動きとはいえ、青苧生産者のこの時期の要求の反映とも考えられる。従来の在郷町中心の市場体系の動揺を示す一つの事例とみるべきであろう。

[目次に戻る](#)

次: [三 元禄期商人とその基盤](#)

近世在方市の展開と元禄期商人

—羽州村山地方の場合—

横山昭男 著

[目次に戻る](#)
前へ: [二 在方市の展開](#)

三 元禄期商人とその基盤

1. [蔵元商人としての活動](#)
2. [商人間の金融](#)
3. [仲買人と産物集荷](#)
4. [豪商鈴木家と大石田河岸](#)

- [第3表 鈴木家の主な金銭貸付先](#)

元禄期における尾花沢の鈴木八右衛門は、この地方はもちろん、郡内でも有数の豪商であった。鈴木家が立地する尾花沢は、村山郡の北部に属し、冬は豪雪地として全国にも名高く、商品作物の未発達とともに、郡内でも生産力のもっとも低い地理的条件下にある。

しかし前述したように尾花沢は、寛文期を画期として幕府代官領の陣屋町あるいは宿場町として発達するとともに、背後には最上川の河岸大石田をひかえていた。元禄・宝永期の大石田は、最上川船の繁盛と独占でも知られるように、江戸期の中でも特筆すべき時代であったのである⁽²⁵⁾。

鈴木家は、同家所蔵文書によれば、すでに承応・明暦年間から土地を担保とする金銭の貸付を行い、やがてそれは、尾花沢村内をはじめ尾花沢周辺村々に発展した。一方延宝末年頃から郡内の在町商人への利貸活動もみられるようになる。この在町商人への金融あるいは商業活動は元禄・宝永年間にかけて急速に拡大したが、周辺農村の農民に対する零細な貸付件数も同様に増大しているのである⁽²⁶⁾。

これは貨幣経済がこの地方の農村にも急速に浸透したことの一面を物語るとともに、その後進地農村への影響を示すものと考えられる。しかしここでは、この地方の商品流通のあり方にかかわる鈴木家の商業活動に限ってとくに見ていくことにしたい。

鈴木家の金融および商業活動の範囲は広く、第一は蔵元商人として、第二には利貸経営および商品取引に関する側面、第三には大石田商人との関係とに分

けられる。そこでまず蔵元商人としての活動からみることにしたい。

(1) 蔵元商人としての活動

鈴木家が出羽諸藩の蔵元および大名貸商人として大きな活動をみたのは、元禄・正徳年間である。鈴木家に年代記入のない「金銀貸入帳」二冊が残存するが、一紙文書との関連を考えると、元禄・宝永年間のもものと推定される。この帳簿のみでは貸借のくわしい条件を知ることはできないが、その延金額は一〇件で四、四四〇両にのぼり、多額なものに新庄藩戸沢氏(二、〇五〇両)、山形藩松平氏(六八〇両)などがある。これとは別に元禄十一年、江戸商人井口久左衛門とともに白河藩松平氏の江戸蔵元をつとめ、蔵元敷金として前者は二、六六六両、後者は一、三三三両を提供している⁽²⁷⁾。諸藩は財政支出の膨脹のために、有力な特権商人との提携による蔵米の販売を行うとともに、借財の担い手として町人蔵元を置いた。一方大名貸商人である鈴木家はこれによって、敷金の利足をとり、蔵米の輸送を請負っているのである。次に蔵元商人としての活動に関する二つの史料を事例としてあげておこう⁽²⁸⁾。

(史料1・2)

(史料1)

預り申米之事

合テ弍百七俵者 新庄御蔵米也

代金四拾六両 但金拾両ニ四拾五俵直段

右糙ニ預リ置申所実正ニ御座候、代金子来ル六月廿日切ニ急度相渡シ申候、為後日之一札如件

天和三年亥ノ四月晦日

預り主谷地村

矢作久兵衛 (印)

鈴木八右衛門殿

(史料2)

請取申米前金之事

合金四百八拾三兩者 但小判也

右者高力左兵衛最上知行米売渡申為前金、糙請取申所実正也、此代り米、来戌ノ霜月廿日切其時之相場を以、右金高之米少茂無相違急度相渡可申候、縦内外如何様之義有之候共、為前金請取置申代り米之儀ニ候得は、毛頭相違致間敷候、為後日証文仍而如件

元禄六年酉ノ二月八日

林 彦兵衛 (印)

富永 新平 (印)

山下 伊織 (印)

青木五郎太夫 (印)

福井新五兵衛 (印)

鈴木八右衛門殿

同 次郎兵衛殿

同 六右衛門殿

右返米之定 (下略)

史料 1 は、谷地商人矢作が鈴木家より新庄蔵米を預り、その代金支払いを六月二十日期限で行うというものであるが、すでに蔵米が鈴木家の所有に期しているのは、蔵米の先買(大名貸引当)によるものである

う。

のちのもので、宝永五年十二月、「新庄御蔵米」の預り証文を同藩領の大窪村助右衛門・長兵衛が鈴木一八と古河七右衛門にだしたものがあがるが、これは「蔵入預り」で、同村の年貢米の一部であろう。これも鈴木家の同藩への大名貸に対する返済分であるとみられる。宛人の一人古河は谷地の商人で、蔵米販売にかかわる仲間であろう。蔵米の販売の仕方はまだ十二月の時点では決まらず、鈴木家の指示次第となっていることがわかる。

史料 2 は、村山郡に三、〇〇〇石の領地をもつ旗本高力氏へ、四八三両を貸付けた証文である。旗本高力左京は、寛文八年以後、深堀・大寺・高楯(現山辺町)を知行地としていた。この高力氏の借入金は、「知行米」の売却を前提とした「前金」であり、鈴木家にとっては、年貢米を引当とした貸付金であるともいえる。しかしこの「前金」も、同年の年貢米で返済されるのではなく、翌年十一月以後六九両分づつ七年間で、その時の相場に換算し、米で返済するのである。ややのちのものであるが、享保六年七月、谷地の渋谷九郎兵衛が鈴木家にだした証文は、同家一五人扶持米一二〇俵を西丸御蔵からうけとって借用し、その代金五〇両の返済は五両宛一〇年賦にするというものである

(29)

。鈴木家は新庄藩の御用商人として活動するだけでなく、それを通して同領内の谷地商人を金融的に支配した一面を示す事例の一つであるといえよう。

また正徳二年十一月、船町宿安部三右衛門・同管覚より、鈴木八右衛門外二名(同族)にだした「預申米之事」によれば、山形御蔵納米二、二六八俵五分二厘について、「拙者土蔵へ入置預申処実正ニ御座候何時成共御勝手次第急度相渡可申候」とある。この時の山形藩主は堀田正虎であるが、尾花沢の鈴木家が先の蔵米を山形において購入した分か、それとも大名貸に対する蔵米の返済分かのいずれかであろう。いずれにしても鈴木家は、村山地方諸藩の蔵米を、蔵元商人として、または大名貸によって大量に買い取り、商人米として最上川を下し、上方・江戸方面へ売却していたのである。

正徳二年正月、鈴木家は元山形藩主で白河藩松平氏に対して、四、一八八両余を無利足一〇年賦の大名貸を行っている。松平氏は当時、旧領の村山地方に三万石の飛地領を有したので、もちろんその年貢米は最上川を下したので、正徳三年の川下し予想高は一万八、〇〇〇俵であった。この多額の大名貸の返済は、蔵米による返済であったことが充分考えられる。

いずれにしても、鈴木家はその多額の資金によって、郡内諸藩の蔵米の流通および販売の主導権をにぎって活動した。まさに遠隔地間商人の基盤とその性格の一面を示すものである。

(2) 商人間の金融

豪商鈴木家の活動は、大名貸にともなう蔵米の販売のほかに、村山地方における仲買的商人への金融とそれらの商人を通じて特産物商品を集荷し販売することであった。そしてこの金融と在町商人との結びつきの発展は、元禄・宝永期における村山地方の在町を中心とする地域内の市場の急速な発達を前提とし

ていたとみられる。

第一表は鈴木家の主な金銭貸付先を、残存する鈴木家文書の中の一紙文書によって、一〇両以上の大口貸付のみに限って整理したものである。周辺農村との零細な貸付関係を示す証文は多数にのぼるが、一〇両以上の貸付先は、仲買的商人以上のものであり、しかも東根・天童・谷地・山野辺・左沢・船町・山形・酒田など、とくに郡内の各在郷町・城下町に及んでいることが注目される。大石田商人との関係についてくわしくは別にのべるが、延貸付金額の割に件数が多いのは、川船を担保とする金融である。鈴木家の貸付活動の盛んな年代は、凡そ延宝末年から享保初年におよび、とくに元禄・正徳年間（一六八八～一七一五）がその絶頂期であった。

第3表 鈴木家の主な金銭貸付先

	件数 ()内大石 田	延総金額 ()内大石 田	主な貸付先と件数・金額
延宝8年 (1680) ～ 元禄2年 (1689)	16 (1)	1,317両 (40両)	谷地柴田弥右衛門 (3件840両)、左沢芳賀勘兵衛 (3件71両)、谷地矢作三郎右衛門 (3件70両)、谷地丹野三七郎 (1件40両)
元禄3年 (1690) ～ 元禄12年 (1699)	16 (6)	1,423両 (180 両)	谷地柴田弥右衛門 (1件1060両)、山野辺治郎兵衛 (3件163両)
		3,149両	白川藩蔵元 (1件2,666両)、高力左兵衛 (1件483両)
元禄13年 (1700) ～ 宝永6年 (1709)	17 (6)	1,696両 (223 両)	上村儀右衛門 (1件500両)、谷地柴田弥右衛門 (3件453両)、山形近江屋仁兵衛 (2件210両)、谷地田宮五右衛門外 (1件200両)、原田藤九郎 (1件100両)
宝永7年 (1710) ～ 享保4年 (1719)	16 (1)	1,719両 (20両)	酒田玉木金右衛門 (2件600両)、谷地石川五兵衛 (2件220両)、天童加賀屋平四郎 (2件110両余)、谷地和田作兵衛 (1件100両)
		4,188両	白川藩 (1件4,188両余)
享保5年 (1720) ～ 享保14年 (1729)	5	360両	稲村七郎左衛門代 (1件100両)、小野惣左衛門代 (1件40両)

注 鈴木家文書、1件10両以上の一紙文書の集計による。大名貸と商人貸を区別した（大名貸は下段）。残存するものであるため、すべての貸金合計とはいえない。同家文書に「金銀貸入帳」（冊子）がある。一紙文書と重なるものもあると思われるが、冊子はこの表から除外した（本文注 [26](#) 参照）。

鈴木家が貸付関係をもつもっとも大口の商人は、谷地の柴田弥右衛門で、元禄元年十二月、鈴木家より、二件で五四〇両の借入れを行い、同年末に返済する証文をかわしている。また元禄六年十一月には、鈴木家八四〇両のほか、渋谷九郎兵衛二〇〇両、宮兵衛二〇両に対しての計一、〇六〇両を一四か年賦の契約で借用し、宝永二年正月には、二件で三五〇両のうち、五〇両は田地を質として借用している。柴田家は大町村（幕領）の名主で、当時谷地の豪商の一人であったが、その経営についてはほとんどわかっていない。鈴木家との借用証文でも、具体的な内容は不明であるが、左沢の商人芳賀勘兵衛が尾花沢の鈴木家から借用する際の請人となったり（天和三年十一月）、鈴木権四郎、村田太郎兵衛と無尽仲間を作っているのをみても（宝永四年）、諸産物や上方商品

を取扱う有力商人であったといえよう。

仲買商人への金銭貸付の場合、その条件としての返済期限は一年以内が大部分で、元禄六年十一月の柴田弥右衛門の一、〇六〇両の十四年賦返済や同十五年八月の山形・近江屋仁兵衛の一六〇両の八年賦返済の証文は特例とみられる。金銭借用の証文はほぼ次のような形式をとっている。

(史料3・4)

<p>(史料3)</p> <p>預り申金子之事</p> <p>一、金三拾兩者 但老分判也</p> <p>右之金槌=預り申所実正=御座候、来ル亥ノ七月晦日前=急度相渡シ可申候、右相定之通、於此金子ハ少も相違申間敷候、為後日仍而如件</p> <p>天和貳年</p> <p>戌ノ十一月廿三日 谷地預り主</p> <p>矢作三郎右衛門 (印)</p> <p>請人</p> <p>同 久兵衛 (印)</p> <p>鈴木八右衛門殿</p> <p>右之金利益老ヶ月拾五両ニ老分宛相添急度返弁可申候以上</p> <p>戌十一月廿三日</p> <p>(史料4)</p> <p>預り申金子事</p> <p>合而金三百兩者 但老分判也</p> <p>右之金子槌=預り申所実正明白=御座候、来ル巳ノ極月急度相渡し可申候、為後日仍而如件</p> <p>元禄元年</p> <p>辰ノ十二月朔日 柴田 弥右衛門 (印)</p> <p>同 弥吉 (印)</p> <p>鈴木八右衛門殿 参</p> <p>一、右之金年老わり之利益相定、元利共=巳ノ極月急度相渡し可申候</p>	<p>二つの史料は、いずれも谷地商人への資金融通であるが、尾花沢鈴木家の貸付金は、特定の産物買入れの代金としてよりも、特に名目のない、つまり金利を目的とした商業資金の貸付が圧倒的に多い。</p> <p>これはこの時期の鈴木家の経営の性格を知る上でも注目すべき点であろう。その場合の利足勘定は、延宝・天和・元禄年間とも、一か月一五両に一分、年利は一割が普通となっている。しかし宝永年間のものには、一か月二〇両につき一分、一〇〇両につき一両一分（一〇両につき一分）、また年利として一割五分としているものもある。利子の割合は年代や貸金事情、例えば、はじめ田地書入れとし、のち利米としてとる場合もあったが、しかし年代により一定の相場があったようである。いずれにしても高利貸になっていることは明らかで、利貸商人の急速な発展の基盤の一つもここにあったといえよう。</p>
--	---

返済期限は三か月から一年間までいろいろであるが、「御用次第」あるいは「入用次第」に返済するというものが、全件数の約半分におよぶ。このことは商人間の一時的な商業資金の貸借も、広く容易に行われたこと、そしてその前

返済期限は三か月から一年間までいろいろであるが、「御用次第」あるいは「入用次第」に返済するというものが、全件数の約半分におよぶ。このことは商人間の一時的な商業資金の貸借も、広く容易に行われたこと、そしてその前

提には、地域間の商人の活動と物資の流通とともに、広く貨幣の信用取引が展開していることを示すといえるであろう。

(3) 仲買人と産物集荷

鈴木家は村山地方の特産物を集荷し、上方商品の販売に当る在町商人へも資金の貸付を行った。諸藩の蔵米の大型の買入れとその江戸輸送および販売については先にみたが、ここでの仲買商人への貸付金は主に青苧・米・大豆の「買金」といわれ、作徳米の米や特産物がその中心である。次にその関係史料からみることにしたい。

(史料5・6)

(史料5)		
預り申米大豆之事		
一、大豆 七俵九升		納三斗入
右ハ山家村 ⁵ 請取預置		
一、大豆 拾貳俵壺斗八升		納三斗入
右ハ沼沢村 ⁵ 請取預置		
一、米四俵 大豆壺俵		納三斗入
右ハ当五日町作助方 ⁵ 預り置		
一、米五俵 大豆五俵		納三斗入
右ハ当五日町惣右衛門方 ⁵ 利足預り置		
メ米九俵 大豆貳拾五俵貳斗七升		
右之米大豆 ⁵ 預り申所実正ニ御座候、御断次第急度相渡し可申候、少茂相違無御座候、重而米大豆相渡し申候ハ、本紙引替可申候、為後日仍如件		
天和貳年		天童三日町
戌ノ極月廿九日		後藤 助三郎 (印)
鈴木八右衛門殿		
(史料6)		
預り申金子之事		
合金拾三兩者	但シ壺分判也	
右之金子 ⁵ 預り申所実正也、右之金子来ル七月中、青苧御買被成候節、急度御返済可申上候、為後日仍如件		
		山野辺村金預り主
元禄十壹年		
寅ノ正月十一日		同 治郎兵衛 (印)
鈴木六郎兵衛殿		

史料 5 は、鈴木家が天童三日町の後藤助三郎を通して、米九俵・大豆二五俵余にあたる代金を、前金として貸付けていたものとみられる。またその前金は、天童五日町のほか、山家村・沼沢村に渡っているのであり、五日

町の場合は個人名も分かり、惣右衛門は利足も返済しているところを見ると、具体的な貸付証文が作られ、三日町の後藤がその仲立ちになっているのである。

また史料 6 は、一三両の貸付金を、翌年七月「青苧御買」の時期に返済するというもので、治郎兵衛にとっては、青苧取引の前金であり、これがまた零細な近村農民から集荷する資金となったものであろう。山野辺村の治郎兵衛は

同年二月「米買金」として二〇両を預り、一〇両当り四一俵の相場で勘定する旨の証文を尾花沢村の鈴木清兵衛にだしている。治郎兵衛は青苧だけでなく米穀買も行いう仲買商人であった。

村山地方でも青苧栽培の盛んな地域は、山野辺や左沢方面で、この地方の中心的在町に、仲買商人が発展した。延宝・天和年間に鈴木家の貸付金をうけている左沢の芳賀勘兵衛も、その具体的な内容は明示されていないが、七、八月の返済期限が多いのは、青苧販売の時期に決済することからきたものと考えられる。また「青苧買金」は、置賜地方宮内の後藤金助に対し、享保元年九月と十月に、一〇〇両と五〇両の二回、出金したこともある。鈴木家の青苧の集荷も広範囲にわたっていたのである。

先の青苧買金では、とくに利足の契約はないが、宝永七年二月、谷地の和田作兵衛預りの一〇〇両は「来ル七月、青苧御調被成候節急度相渡可申候」とあり、利足は一ヶ月、二〇両につき一分の積りとなっている。これは、手代商人を介して青苧を買集めるものとは異り、利貸の一面を有する金融であった。

この地方の特産物の販売にあたる仲買商人の中には、一方でその在町を中心に、上方商品の販売にあたるものもあった。宝永三年十二月十六日付の「預置申古手代金之事」は、長井の宮村宿加藤八右衛門が尾花沢鈴木清次郎にだしたもので、代金二〇両と五五二文のうち、三分の一は翌年二月中、三分の二は六月中に、古手販売のうえ返済するというものである。また享保二年十一月、天童三日町の加賀屋兵四郎は、作り塩一二〇俵の代金として八二両二分の借用証文を鈴木八右衛門にだしている⁽³⁰⁾。翌年三月晦日に元金の返済を約束しているが、兵四郎は塩販売の下請けにあたっているもので、長井の宮村の八右衛門と同じである。天童の平(兵)四郎は享保三年十二月、玉ノ井理兵衛(酒田)からの買米代金としての預り金一、五〇〇両の利足として、鈴木八右衛門に二二両二分も支払っているところをみると⁽³¹⁾、大規模な米商人であったことも知られるのである。

(4) 豪商鈴木家と大石田河岸

尾花沢の豪商鈴木家の経営活動の基盤を、商人貸付金の地域的分布でみると、谷地地方および天童・東根地方が大きいが、次に注目されるのが大石田である。元禄・享保初年における鈴木家の貸付金は鈴木家の所在する尾花沢、および大石田周辺農村がもっとも多い。一両前後の零細な貸付金が大部分だが、一〇両前後の村貸・武士貸も少なくない⁽³²⁾。ここではとくに商人への貸付金を中心に問題としているので農民への質地貸にはふれないが、しかし大石田との関係は他の在町商人とは異り、船持商人への貸付金が大きな比重を占めている。元禄末年、大石田の川船は大小二九二艘といわれ、江戸期を通じて川船の所有数は最高であり、その繁栄振りを知ることができる。しかしこの時期の川船持商人の経営や階層の実態についてはほとんど不明である。そこで尾花沢の

豪商鈴木家と大石田の船持商人との貸付金関係の史料は、その点でも重要な手掛りになるといえよう。よってまず鈴木家の大石田船持商人に対する二つの貸付金証文からみることにしたい。

(史料7・8)

(史料7)

預り申金子之事

一、金四拾五両ハ

但シ壹歩判也

右之金預り申所実正也、来ル酉ノ霜月廿日前ニ相渡シ可申候、若金滞り申候ハハ、拙者所持仕候大船五人乗壹艘、四人乗式艘諸道具共ニ急度相渡可申候、何様之儀御座候共於此金者少茂違乱申間敷候、為後日請人相立仍如件

元禄五年

大石田かり主

申ノ極月十九日

惣右衛門 (印)

同村請人 長三郎 (印)

同村同 喜左衛門 (印)

鈴木八右衛門殿

同村同 喜兵衛 (印)

(史料8)

相渡申船之事

一、末年合舟大船壹艘、辰年合大船壹艘、合式艘諸道具共ニ不残相渡申候

右者先式右衛門申ノ暮金拾八両預り酉ノ暮返済可致候処済兼申ニ付、右船式艘諸道具共ニ酉暮相渡申候、然所右之船戌年老ヶ年、富樫長三郎・柴崎五郎八・二藤部庄次郎ヲ以御断申候而預り置申候者積荷仕忝存候、則当暮右之船預り置申候儀成兼申候間、返遣申候間、以来右之船ニおみて少茂構無之候、貴殿船ニ紛無御座候、為後日証文ニ請人相立申候、仍如件

元禄七年戌極月廿七日

大石田村

小座間忠右衛門 (印)

請人

清水 喜左衛門 (印)

鈴木八右衛門殿

右之船雪中候間、年明候ハハ、御断次第ニ何時成相渡(ママ)可申候

元禄・宝永年間
の鈴木家
文書の中
に、川船
を担保と
する借金
証文が一
〇数点
残ってい
る。史料
7 は大石
田の船持
商人松田
惣左衛門
が十一か
月余の期
限で四五
両を借用
し、返済
不能の場
合は、大
船一艘、
中船二艘
を引渡す
というも
のであつ

た。川船を担保とする借入金の中でもっとも多額なものは、元禄四年十二月二十五日、柴田喜兵衛が七七両を借用し、返済不能の時は、五人乗大船三艘、四人乗中船三艘の計六艘を諸道具とともに引渡すというものである。両者の借金は担保とした船数からいえば単純に見合った額になっていないが、船の代価は使用年数なども計算されていると考えられる。川船数も惣左衛門は三艘、喜兵衛は六艘以上を所有していたことはいうまでもない。船持商人たちがこの多額の借金をしたのは、河岸商人として、経営の行き詰りによるもの、また船持経営にかかる一時の損失もあったであろう。船持商人の借金の時期がすべて年末である点も借金形態の特徴を示している。

史料 8 は、元禄五年暮の借入金一八両の返済が不能となり、川船大船二艘を諸道具とも引渡した証文である。元禄六年十二月にも、「年貢指詰り」を理

由にこの一八両を借用した証文が残っているが、この船二艘は、同六年の一年間、同じ川船持である富樫・柴崎・二藤部らが借用のうえ使用したが、今回これを鈴木家の手に引渡すことにしたというものである。また大石田の元船持には、一旦鈴木家の手に渡った川船を買戻すために借金をするものもみられる。

このように担保とした川船が鈴木家の手に入る形のほかに、売買の形式でも川船が鈴木家の所有となった。元禄十六年正月十五日付の「売渡申舟之事」は、大石田村松田惣左衛門が、請人(柴田喜兵衛・清水喜平次)と舟役人(阿孫子仁兵衛)を証人として大船一艘・中船二艘の計三艘を、船跡・諸道具とともに、代金七八両一步で売却した証文である。この惣左衛門は前述したように、この川船三艘を質物として鈴木家から借金したところのある船持商人であった。

尾花沢の鈴木家が、実際に川船を何艘所持したかは明らかでないが、貸付金の質物としての川船が、鈴木家の所有となった例もあり、また鈴木家が直接川船を買い取った証文などからみても、宝永年間には一〇艘以上の川船を所有したと推定される。しかしこれらの川船は大石田に預けられ、鈴木家は船主として収益を得る経営も行っていたのである。

大石田の船預り人は鈴木家に対し、「預り舟勘定」を行い、運賃収益から舟乗給金その他の経費を差引き、残りを引渡す計算をしている。この部門の鈴木家の総収入は不明であるが、船主としての鈴木家は、預け舟の収益ばかりでなく、米・大豆などの自己商品の川下しにも、当然利用されたであろう。鈴木家は遠隔地取引商人として交通手段も掌握していたのである。

大石田における船持商人の盛衰もはげしかった。それは船持商人の唯一の財産である川船の移動にもみられるが、大石田四日町村の間屋沼沢又左衛門の没落はその象徴的なものともいえよう。同家の破産を示す史料「覚」によれば、借金額の総計が三九七両、米九一俵とあり、借金の借入先は、鈴木八右衛門一族・仲間への一二〇両を筆頭に、渋谷九郎兵衛(谷地)五〇両、設楽太右衛門三七両など二五件にのぼり、商品は運賃米・年貢米の預りなどからなる。これらの借金・米の返済不能の代りに、「拙者所持仕候田畑・居屋敷・家土蔵・川船四艘・家財等分散被成可被下候」とある。すなわち、すべての財産を処分するとしている。この史料の年代は、「丑正月四日」とあるが、年代は宝永六年であろう。

沼沢は宝永二年十二月に四人乗船一艘と諸道具・船跡を代金一〇両で鈴木家に売渡したが、追て書には「金拾両へ壱割五分之加利足、来戌ノ五月廿日前ニ急度返済致、舟并舟跡諸道具共請返し申答ニ御約束仕候⁽³³⁾」とある。売買の証文でも、金子預りの証文と同じ内容の利貸形態をとっている。しかし期限内の返済の事情は明らかでないが、この頃から、問屋沼沢の経営不振が始ったともみられる。大石田問屋沼沢の諸商人との関係は広いが、尾花沢鈴木家ともっとも緊密であったことは注目すべきであろう。

このことは、この地方最大の豪商鈴木家からすれば当然ともみられる。しかしとくに注意されるのは、鈴木家の経営は、最上川流域諸藩の大量の蔵米の販売にかかわり、また商人米・大豆および青苧取引を行い、これを河岸大石田から最上川を下し、酒田から上方・江戸に輸送する遠隔地間の商業活動に大きな基盤をもっていたということであろう。大石田の船持商人の急速な発展と鈴木家の経営は深い結びつきをもっていたのである。鈴木家の村山地方各在町商人への金融活動も大きかったが、その背景には、最上川がその下流から、村山地方にのぞむ咽喉部に位置し、元禄期に発展の絶頂に達した河岸大石田があったことを見逃すことができない。

享保期に入ると、最上川上流の河岸の発達によって大石田は危機に直面し、最上川船差配権を失った享保八年はその画期であった⁽³⁴⁾。尾花沢の鈴木家はこの頃急速に衰え⁽³⁵⁾、新たに台頭するこの地方の代表的な商人地主として柴崎弥左衛門が知られているが、大石田船持商人との深い関係はみられない。それはまさに時代の条件の変化を示すものである。

[目次に戻る](#)
次: [四 むすび](#)

[紅花の歴史文化館トップ](#)
[紅花関係論文一覧](#)

近世在方市の展開と元禄期商人

—羽州村山地方の場合—

横山昭男 著

[目次に戻る](#)
前へ: [三 元禄期商人とその基盤](#)

四 むすび

先に元禄・宝永年間に展開した在方市の形態と性格を考え、後半では、寛文年間以後に成長し、元禄・宝永年間に急速に発展する元禄期商人—在町商人とその背景についてみた。元禄期商人の活動の基盤は、全国的市場の展開の中で、まさに遠隔地間取引を背景に、一方この時代に展開した郡内の在方市場を条件としていたとみることができる。

村山地方の在方市は広範な展開を示した。その理由は本文でのべたのでくりかえさないが、しかしその在方市は、城下町の市場と競合し、対立する関係で発達したのではなく、地方的市場が、幕藩制的な全国市場の一環に組み込まれながら、城下町市場を補完する形で展開しているのである。村山地方における商品流通の発展と統制は、その所領構造の在り方と、全国市場との接触の仕方に規定され、いわゆる藩城市場としては弱体化していた。その中で商品生産と流通の一定の発展がみられたが、商品流通の一大動脈としての最上川舟運にみられるように、そこでは幕藩制的秩序をもとにした、流域市場ともいべき形態が展開していたのである。

市場統制の一定の矛盾は、享保年間以降に次第に表面化した。それは在々における「小店」の発生や「出買い」の発達、あるいは特産物—紅花・楮などの、町方市の衰微にあらわれている。一方これは在町の定期市の衰退にも照応していた。このことは元禄期商人の没落の要因となり、中期以後の新興商人の台頭の条件であったともいえよう。

[目次に戻る](#)
次: [注](#)

近世在方市の展開と元禄期商人

—羽州村山地方の場合—

横山昭男 著

[目次に戻る](#)
前へ: [四 むすび](#)

注

- (1) 松本四郎・林玲子「元禄の社会」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』4)では、元禄期の商品流通の性格は、遠隔地間商人の活動にみられること、小農経営を前提としていること、また畿内における高度な加工技術は、権力の規定のもとに展開した特殊な発展であり、幕藩制的経済の結果であったとみる。これに対して脇田修氏は、その著『元禄の社会』によって、元禄期には国内市場が展開したとし、畿内の在郷町では、すでに市商業は消滅し、農民の小商品生産をもとに、小ブルジョア的市場が形成されたとしている(第三章)。また小村弑氏は、越後の研究で、一七世紀後半とくに元禄期の在郷町の発展は、六斎市の開設をとめない、近世中期の商品流通も、六斎市を重要な場として行われたことを指摘されている(同氏「越後の在郷町」、『講座・日本の封建都市』第三巻所収)。
なお筆者は、在町と在郷町概念について、厳密には、前者は幕藩制成立期の領主的市場の一環ととらえ、後者は一定の農民的商品流通を基盤として発展した町ととらえている。しかし本文の用語の使用については、必ずしも統一できなかったことを断っておきたい。
- (2) 『寛政重修諸家譜』第七輯、柳橋家文書「御代官御姓名并御陣屋発書記写」。
- (3) 『北村山郡史』上四二四～五頁。青木美智男「羽州村山地方における幕領・諸藩領の展開」(駿台史学一六)。『山形市史』中巻、第二章第一節、第一七表(山形領と幕領の変遷)。
- (4) 拙著『近世河川水運史の研究』第一章第三節。
- (5) 長井政太郎『山形県の市の研究』(昭一七)。
- (6) 菅沼定昭「上山見聞随筆」、『上市市史』上巻六五六～六〇頁。

- (7) 「最上義光分限帳」 (『山形市史』史料編1)。
- (8) 尾花沢市史編纂委員会編『尾花沢風土記』四三頁。
- (9) 『山形県史』資料編13、三九六頁。
- (10) 鹿野家「御用留帳」 (今田信一編『戸沢藩御触書類纂』第五集)。
- (11) 「工藤弥治右衛門手控」 (河北町誌編纂資料編第三二輯)。
- (12) 正保四年「出羽国知行高目録」上、千秋文庫蔵 (『山形県史』近世史料3所収) には、寒河江村とのみある。楯北村などが行政村として独立するのは、寛文検地以後とみられ、「天保郷帳」にも「古者寒河江村之内」と註記されている。
- (13) 『山形県史』資料編13、五五九頁。
- (14) 秋元文庫、「村方差出明細帳」 (『山形市史編集資料』第九号)。
- (15) 『河北町の歴史』上、四六二頁。
- (16) 長井政太郎氏前掲書、五四～五頁。
- (17) 平清水家文書、『山形市史』中巻、五五九頁。
- (18) 天明七年～寛政六年、「尾花沢附差出明細帳上」、『山形県史』資料編13、所収。
- (19) 最上氏の改易に際し、山形藩領内で周辺の諸大名の監視のもとに接收された城は、山形城のほか、二一にのぼり、そのうち村山郡内のものは一〇か所であった (『山形市史』中巻一一二～一一四頁)。
- (20) 小村弑氏前掲論文。
- (21)(23) 鹿野家文書、「御用留帳」 (前掲書、所収)。
- (22) 長井政太郎氏前掲書、五四～五頁。鹿野家文書「御用留帳」 (前掲書、所収)。
- (24) 長井氏前掲書所収、安永六年「願書控」。
- (25) 拙著、前掲書、第一章第三節二。
- (26) 拙著、前掲書、一〇一頁第9表参照。
- (27) 鈴木家文書、元禄十一年八月十八日、「証文之事」。これは井口

より鈴木へだしたもので、この文面には、臨時の御用金があった場合も、敷金の割合で両者がだすこと、「江戸表諸事造用入目銀」はすべて江戸から尾花沢へ支払い、御屋敷から受取る利足および運賃の出目は、蔵元敷金高に応じて別け合うことなどを書き上げたものである。以下断りのない史料は、すべて尾花沢、鈴木八右衛門家文書である。

- (28) 鈴木家文書、享保六年七月八日「借用申金子之事」。
- (29) 鈴木家文書、史料1以下の史料はすべて同じ。
- (30) 鈴木家文書、「預り申塩代金之事」。
- (31) 鈴木家文書、享保三年十二月「請取申金子之事」。
- (32) 拙著、前掲書、一〇一頁、第九表。
- (33) 鈴木家文書、宝永二年十二月二十三日「売渡シ申舟之事」。
- (34) 拙著、前掲書、第二章第一節一。
- (35) 鈴木八右衛門（道祐・俳号清風）は六一歳で隠居したが、その正徳元年十二月、長子八右衛門（八一改め）に対し、「譲り状之事」を残した。これは、次男八次郎のほか四人への財産分与と、家訓的な「遺言」を認めたものである。それによると譲り金は、八次郎・八三郎が合計五、〇〇〇両、当年生れの子（五〇〇両）、おえん（五〇〇両）、おな起（三〇〇両）で、ほかに屋敷・田畑の分与もある。おえん以下の譲り金は、五か年の間に請けとることにしている。しかし正徳三年十月晦日に、道祐が八右衛門に宛てた「請取申手形之事」によれば、八三郎への譲り金（二、五〇〇両）も五年間で請け取ることになっていたことがわかるが、これについては、はじめ一、五〇〇両は三年間で約束通りであったが、残り一、〇〇〇両は、二年から三年に延期している。隠居した道祐は妻と二男以下の子供とともに分家した形であるが、長子八右衛門への遺産の総額は不明である。しかし子供たちへの譲り金からも遺産額の大きさが推測できよう。しかしまた譲り金の延期などは、すでにこの頃、経営の危機が訪れていたものとも思われる。なお鈴木清風の伝記および文学活動については、芭蕉・清風歴史資料館編『芭蕉と清風』がくわしい。鈴木家文書の利用については、尾花沢・鈴木正一郎氏に多大の便宜をいただいた。末文となったが深く感謝したい。

昭和五十八年十月

[目次に戻る](#)